

める必要があるのであって、それに結びつけて展開する「組合法獲得」の運動も此の機会に於て適当なる方針を再樹立しなげればならぬ。斯くして、其の時の方針に關しては、中央常任委員会が再い加盟各組合に指令するであらう。

### 三 運動の方法

一 機会ある毎に、我々の要求する組合後の内容を宣傳すること。  
二 地方組合会議、又は無産団体協議会のある所は、それらに提議して協同の行動をとること。

三 地方組合会議又は協議会の設立すべきところでは、この運動によつて、永続的会議又は協議会の成立を促し、共同の行動をとること。  
四 地方組合会議又は協議会の存在する地方は、單独の行動をとること。

四 組合員に対しては、以上の方針とスローガンを徹底せしめ行動に参加せしめらるべく努力を怠らざること。

五 この運動の指導の任務は政治部である。

海軍大臣 上

### (四) 全国組合会議対策に關する件

日 全国組合会議に關する指令

### 「理由」

六日廿日大阪に開かれたる全国組合会議準備会の一準備案に關する設置せしむる單に「總聯合の結成に向つて努力すべし」の中合せてあつたに過ぎない。